

「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、希望がある場合には、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との連携

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子どもの発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子どもの状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針（案）」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつ提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年2回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。